

2. 管理計画区分方針

本計画の対象地域を地形、景観、利用の特性、行政界等によって次の4管理計画区に区分する。

○ 伊勢管理計画区（伊勢市）

伊勢神宮を中心とし、宮域林の森林景観と、二見浦の海浜景観が特徴で、利用の中心は伊勢神宮の参拝である。

○ 鳥羽管理計画区（鳥羽市）

鳥羽湾の海岸を中心とし、朝熊山からの主たる展望対象となる地域でもある。また、交通の要衝となっており、水族館や博物館などの展示施設や宿泊施設などが集中している。

○ 志摩管理計画区（志摩市）

英虞湾や的矢湾の繊細かつ優美なリアス式海岸からなり、横山から展望される一帯の地域である。

○ 南伊勢管理計画区（南伊勢町）

五ヶ所湾、贅湾、神前湾等のリアス式海岸と荒々しい海蝕崖を中心とする海岸線を有する地域である。

伊勢国立公園分区分画管理図

伊勢川

伊勢管理計画区

伊勢川管理計画区

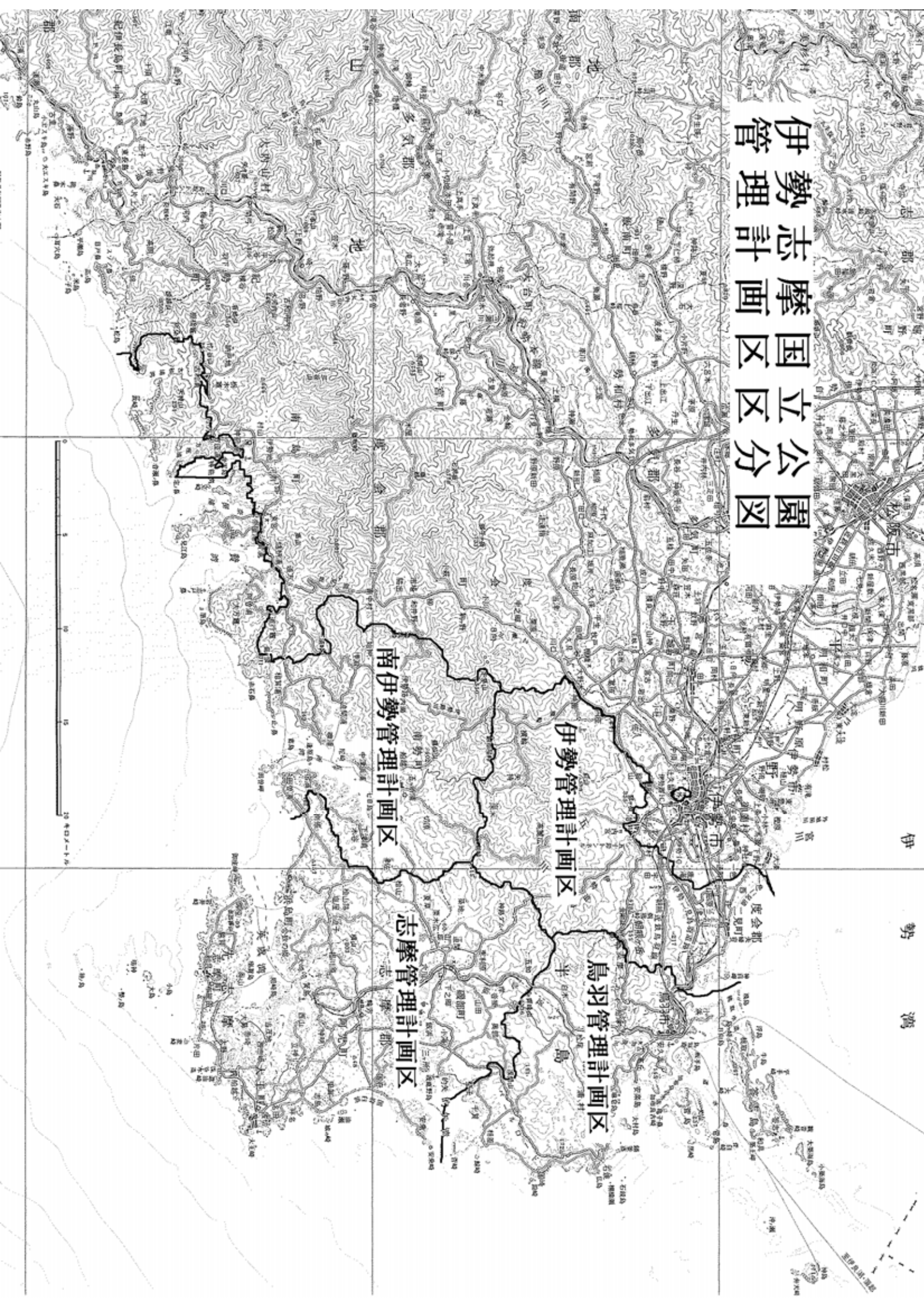
伊勢湖管理計画区

伊勢湾管理計画区

0 5 10 15 20 km

1947年10月1日現在

This is a detailed topographic map of the Ise National Park Divisional Management Plan Area. The map features contour lines indicating elevation, with several peaks exceeding 1,000 meters. Major roads are shown as solid black lines, while rivers and streams are depicted with wavy lines. The map includes labels for various municipalities and districts, such as Ise City (伊勢市), Maibara City (美濃市), and the surrounding areas of Gifu Prefecture (岐阜県) and Shizuoka Prefecture (静岡県). Specific management plan areas are highlighted with thick black outlines and labeled: "Ise Management Plan Area" (伊勢管理計画区), "Maibara Management Plan Area" (志摩管理計画区), and "Utsunomiya Management Plan Area" (鳥羽管理計画区). A scale bar at the bottom left indicates distances from 0 to 10 kilometers. The map also shows the coastline of Lake Biwa (琵琶湖) to the west and the Pacific Ocean (太平洋) to the south.



4) 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成 17 年 10 月 1 日付け環自国発第 051001001 号 自然環境局長通知)によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

事業の種類	事業名	取 扱 方 針
道路(車道)	伊勢磯部線	基本方針 伊勢と志摩を結ぶ連絡道路及び伊勢神宮宮域林の自然探勝のための道路として、風致景観の維持を図るものとする。 法面 ア．法面は緑化することとし、緑化植物はノシバ、ススキ、ヨモギ等在来種を混入したものを使用する。 イ．擁壁は必要最小限の規模とし、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、利用地点等から望見されない場合はこの限りでない。 ウ．モルタル吹付けは原則として認めない。ただし、安全確保上やむを得ないと判断されるものについてはこの限りでないが、その場合は、顔料を混入するなどにより周辺の風致景観との調和を図る。 工法等 支障木の伐採や土地の改変などについては必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。 修景緑化 在来の植物を混入し緑化を行うとともに、廃道敷については在来の樹種により修景植栽を行う。 残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。 付帯施設 ア．海岸線の展望確保のため極力ガードケーブルまたはガードパイプを用いるよう努める。 イ．色彩 ア) ロックネット、ロックフェンス、橋梁、外灯の付帯施設等は焦げ茶色又は暗灰色とする。 イ) ガードレール、ガードケーブル又はガードパイプ等は亜鉛メッキ仕上げ又は焦げ茶色とする等周辺の風致景観との調和を図る。 ガードレールを使用する場合で、主要公園利用施設から望みされる場合は、外側及び支柱を焦げ茶色とする。
	朝熊山登山線	基本方針 伊勢神宮内宮と朝熊山を結ぶ歴史探訪及び自然探勝のための路線として、必要な箇所に解説施設等の整備を促進する。
道路(歩道)	近畿自然歩道	基本方針 伊勢から朝熊山を経由し鳥羽へ至る歴史探訪及び自然探勝のための路線として、必要な箇所に解説施設等の整備を促進する。

	神前岬周回線	基本方針 神前岬からの展望を活かした自然探勝路として、必要な箇所に解説施設等の整備を促進する。
	各路線共通	工法等 支障木の伐採や土地の改変などについては必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。 標識類 ア．位置、規模 原則として主たる展望方向は避けるものとする。やむを得ず展望方向に設置する場合は展望に支障のない規模とする。 イ．材料、構造 主要材料は木材、自然石又はこれを模したものとすること。解説板、指導標等についてはデザインの統一を図る。 ウ．色彩 原則として素地色又は焦げ茶色とし、文字等はこれと調和したものとする。ただし、利用上の安全を確保するための標識類についてはこの限りでない。 付帯施設等 ア．規模、構造等 必要最小限の規模とし、屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 材料は木材、自然石等の自然材料を極力使用する。 イ．色彩 屋根の色彩は焦げ茶色とし、壁面は茶系色とする。 防護柵等は焦げ茶色とする。 管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮する。 展望地点周辺については、風致景観の維持に留意しながら伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努める。 また、自然観察の対象となる植物の保全に留意する。
	園地	
	二見浦 池の浦 北浜	基本方針 展望及び海水浴利用等のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。
	伊勢神宮内宮	基本方針 伊勢神宮内宮を訪れる利用者の休憩のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。
	朝熊山 音無山	基本方針 自然探勝、ピクニックのための園地として、風致景観の維持を図るものとする。
	各地区共通	建築物 ア．規模、構造 建築物の新、増築に当たっては、既存の高さを越えないものとする。 屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 イ．色彩 屋根の色彩は暗灰色又は茶系色とし、外壁は茶系色、暗灰色、

		白色、クリーム色、ベージュ色とする。 園路 地形改変、支障木の伐採は、最小限とする。 標識類 ア．位置、規模 原則として主たる展望方向は避けるものとする。やむを得ず展望方向に設置する場合は展望に支障のない規模とする。 イ．材料、構造 主要材料は木材、自然石又はこれを模したものとする。解説板、指導標等についてはデザインの統一を図る。 ウ．色彩 原則として素地色又は焦げ茶色とし、文字等はこれと調和したものとする。ただし、利用上の安全を確保するための標識類についてはこの限りでない。 修景緑化 ア．園地内においては展望の確保に留意しながら在来の樹種による積極的な修景植栽を指導し、植生の回復を図るものとする。 イ．取付道路等の法面については在来種による緑化を行うものとし、やむを得ず擁壁を設ける場合には、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、展望地、園路利用者等から望見されない場合はこの限りでない。 残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。 管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮する。 展望地点周辺については、風致景観の維持に留意しながら伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努める。 また、自然観察の対象となる植物の保全に留意する。
宿舎	池の浦	基本方針 周辺探勝及び海浜レクリエーションのための滞在施設として、風致景観の維持を図るものとする。 また、宿舎内において自然の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。 位置、規模 建築物の新、増築に当たっては、海側の敷地境界からの壁面後退距離を十分確保するとともに、建築物の高さは既存の高さを超えないものとする。 構造、色彩 屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 屋根の色彩は暗緑色、焦げ茶色とし、外壁は茶系色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。 修景緑化 工事に当たっては、既存樹木の保存に留意するものとし、施設周囲には在来の樹種による修景植栽を行う。

		残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。 排水処理 浄化施設の設置等により、海域の水質保全について適切な措置を講ずる。
休憩所	二見浦	基本方針 町並み景観に配慮するとともに、風致景観の維持を図るものとする。また、自然の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。 位置、規模 道路からの壁面後退距離を可能な限り確保する。建築物の高さは既存の高さを超えないものとする。 修景緑化 町並み景観の保全として積極的に在来の樹種による修景植栽を行う。 残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。 管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮するとともに、美化清掃等快適な利用環境の維持に努める。
野営場	池の浦	基本方針 海水浴等水辺利用及び自然探勝利用者のための野営施設として、風致の維持を図るものとする。 建築物 高さは極力抑制されたものとする。 屋根は切妻を基本とした勾配屋根（片流れを除く。）とする。 屋根の色彩は、焦げ茶色とし、外壁は茶系色とする。 テントサイト 配置に当たっては、支障木の伐採や土地の改変を必要最小限にとどめる等周辺の風致景観との調和を図る。 修景緑化 既存樹木の保存に留意するものとし、工事に当たっては、在来の樹種による修景植栽を行う。 残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。 排水処理 浄化施設の設置等により、海域の水質保全について適切な措置を講

		ずる。 管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮するとともに、美化清掃等快適な利用環境の維持に努める。
運動場	池の浦	基本方針 主として滞在利用者を対象とした運動場として、風致景観の維持を図るものとする。
運輸施設（一般自動車道）	朝熊山登山線	基本方針 伊勢と鳥羽を結ぶ連絡道路及び伊勢、二見、鳥羽及び伊勢神宮宮域林方面の自然探勝のための道路として、風致景観の維持を図るものとする。 法面 ア．法面は緑化することとし、緑化植物はノシバ、ススキ、ヨモギ等在来種を混入したものを使用する。 イ．擁壁は必要最小限の規模とし、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、利用地点等から望見されない場合はこの限りでない。 ウ．モルタル吹付けは原則として認めない。ただし、安全確保上やむを得ないと判断されるものについてはこの限りでないが、その場合は、顔料を混入するなどにより周辺の風致景観との調和を図る。 工法等 支障木の伐採や土地の改変などについては必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。 修景緑化 在来の植物を混入し緑化を行うとともに、廃道敷については在来の樹種により修景植栽を行う。 残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。 付帯施設 ア．海岸線の展望確保のため極力ガードケーブルまたはガードパイプを用いるよう努める。 イ．色彩 ア）ロックネット、ロックフェンス、橋梁、外灯の付帯施設等は焦げ茶色又は暗灰色とする。 イ）ガードレール、ガードケーブル又はガードパイプ等は亜鉛メッキ仕上げ又は焦げ茶色とする等周辺の風致景観との調和を図る。 ガードレールを使用する場合で、主要公園利用施設から望みされる場合は、外側及び支柱を焦げ茶色とする。
水族館	二見浦	基本方針 国立公園の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。 位置、規模

		道路からの壁面後退距離の確保に努めるとともに、建築物の高さは極力抑制されたものであること。 修景緑化 施設の周囲には在来の樹種により積極的な修景植栽を行う。 残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。
博物展示施設	朝熊山	基本方針 本公園最高峰における展望を活かし、自然及び人文景観の紹介や公園利用のための情報提供の拠点として、展示内容等の検討を行う。

許可・届出等取扱方針

ア．特別地域内における取扱方針

次によるほか、下表の取扱いによって運用する。

- ・自然公園法施行規則（昭和 32 年 10 月 11 日付け厚生省令第 41 号）第 11 条（特別地域、特別保護地区及び海中公園地区内の行為の許可基準）
- ・自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について（平成 12 年 8 月 7 日付け環自国第 448-3 号自然保護局長通知）
- ・「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成 17 年 10 月 3 日付け環自国発第 051003001 号自然環境局長通知）
- ・自然公園法施行規則第 11 条第 30 項の規定による基準の特例について（平成 12 年 6 月 21 日付け環自国第 361 号自然保護局長通知）
- ・伊勢志摩国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例を定める件を改正する件について（平成 13 年 3 月 26 日付け環境省告示第 13 号）

行 為 の 種 類	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	基本方針 建築物が、周辺の風致及び人文景観を損なわないよう留意すること。 また、主要な展望地、道路等からの眺望の対象に著しい支障を与えないよう留意する。 建築物のデザイン 奇抜な形態（円形、球形等）は避け、落ち着いたデザインとする。 建築物の屋根は特殊な用途の建築物を除き切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根をかけることとし、陸屋根、片流れ、半球形、かまぼこ型等は認めない。また、既存施設で陸屋根のものについては、増、改築に際し上記構造に改善することとする。 色彩 ア．屋根 暗灰色、暗緑色、焦げ茶色、黒色とする。 イ．外壁 茶系色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。 修景緑化 工事に当たっては、支障木の伐採は必要最小限とする。また、建物を隠蔽するために、道路及び海側に面した場所については在来の樹種により修景植栽を行うこととする。 残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。
(2) 道路（車道）	基本方針 主要な展望地等からの風致景観の維持に留意する。 法面 ア．法面は緑化することとし、緑化植物はノシバ、ススキ、ヨモギ等在来種を混入したものを使用する。 イ．擁壁は必要最小限の規模とし、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、利用地点等から望見されない場合はこの限りでない。 ウ．モルタル吹付けは原則として認めない。ただし、安全確保上やむを得ないと判断されるものについてはこの限りでないが、その場合は、顔料を混入するなどにより周辺の風致景観との調和を図る。

	工法等 支障木の伐採や土地の改変などについては必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。 修景緑化 在来の植物を混入し緑化を行うとともに、廃道敷については在来の樹種により修景植栽を行う。 残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。 付帯施設 ア．海岸線の展望確保のため極力ガードケーブル又はガードパイプを用いるよう努める。 イ．色彩 ア) ロックネット、ロックフェンス、橋梁、外灯の付帯施設等は焦げ茶色又は暗灰色とする。 イ) ガードレール、ガードケーブル又はガードパイプ等は亜鉛メッキ仕上げ又は焦げ茶色とする等周辺の風致景観との調和を図る。ガードレールを使用する場合、主要公園利用施設から望見される場合は、外側及び支柱を焦げ茶色とする。
(3) 電柱	基本方針 主要な展望地、道路等からの風致景観の維持に留意する。 位置 ア．公園計画車道「伊勢磯部線」の五十鈴川トンネルから志摩路トンネルの間の沿線については認めない。 イ．主要な展望地からの展望に支障を来す新築は認めないものとする。なお、既施設は極力地下埋設化又はルート変更するよう努める。 ウ．主要道路沿線の主たる展望方向（主に海側）への新築は原則として認めない。ただし、地理的条件等でやむを得ない場合はこの限りでない。 エ．電力線、電話線等が並行する場合は共架することを基本とする。 規模 高さ及び本数は必要最小限とする。 材料、色彩 主要な展望地、道路沿線又は利用者の集中する場所及び特別保護地区、第1種特別地域にあっては原則として木柱とし、コンクリート柱又は鋼管柱の場合には焦げ茶色とする。
(4) 鉄塔、アンテナ	基本方針 公園利用者から望見されない位置に設置するものとする。また、複数計画がある場合で共架可能なものについては、極力共架を指導する。 位置 主要道路沿線の主たる展望方向（主に海側）及び主たる展望地など利用者の集中する場所からの展望に支障を来す新築は認めないものとする。 規模 高さ及び本数は必要最小限とする。

	色彩 地形、植生、利用状況など設置場所に合わせた色彩（焦げ茶色、灰色）とし、 局舎等については、１工作物（１）建築物の取扱いに準ずるものとする。
（５）風力発電施設	基本方針 小型風力発電施設以外のものについては、認めない。なお、設置に当たっては、風致景観上の支障及び野生生物の保護に配慮するものとする。
（６）河川管理施設 及び砂防施設等	基本方針 伊勢神宮参拝路から望見される五十鈴川の風致景観の保全並びに河川環境の 保全に留意する。 五十鈴川、横輪川及び島路川に生息する貴重な魚類、水生昆虫等の河川生態 系の保全に留意する。 工法 ア．周辺地域を含めた環境保全並びに河川の生態系の保全に配慮されたもの とする。特に貴重な水生生物が生息する等河川環境については、河床の改 変を最小限とする工法の採用や、魚道等の設置により水生生物の保全に努 める。 イ．工事に当たっては、汚濁防止膜等の措置を講じ周辺水域に土砂及び濁水 を流出させない。 材料 ア．神宮林内における工作物は自然石及び木材など自然材料を用いる。 イ．その他の場所に設置される工作物等の表面は自然石又は自然石を模した 仕上げとする。
（７）海岸保全施設 等（護岸、堤防）	基本方針 自然海岸の保全及び主要展望地、道路からの風致景観の維持に留意する。 自然海岸への設置は極力認めない。 工法、材料 ア．工事の施工に当たっては、汚濁防止膜等の措置を講じ周辺水域に土砂及 び濁水を流出させない。 イ．主要な展望地から望見される場所及び利用拠点周辺に設置される護岸等 の工作物は原則として自然石を用いる。やむを得ずブロック擁壁とする場 合は自然石を模した仕上げ、又は顔料を混入する等の風致景観の維持に配 慮した工法とする。 ウ．海水浴場等現に利用者が多い場所にあつては、その利用を阻害しないよ う配慮する。 エ．自然海岸で新たに大規模な施設を設置する場合は潮流等の変化が周辺海 岸に著しい影響を及ぼさないことが明らかにされたものであること。 オ．工事に当たっては、支障木の伐採は必要最小限とする。 工事に伴い生じた裸地については在来種により修景緑化を行う。
２ 木竹の伐採	基本方針 主要道路沿線の風致景観の維持を図る。
３ 土石の採取 （１）ボーリング	基本方針 ア．地熱開発が目的の調査ボーリングについては認めない。 イ．大規模開発を前提とする調査ボーリングについては、全体計画を含めて 審査するものとする。 ウ．温泉ボーリングについては、行為後に設置される予定の施設を含めて審 査するものとする。

(2) 露天掘(採石)	基本方針 新規の採石は認めない。
4 広告物等	基本方針 主要展望地及び道路周辺の風致景観の維持に留意する。 また、三重県屋外広告物条例との調整を図るため担当主幹課と連携を図る。 位置 ア．公園計画車道「伊勢磯部線」の五十鈴川トンネルから志摩路トンネルの間の沿線については認めない。 イ．誘導標識については主要道路からの分岐等に設置するものを基本とし、設置する場合は極力統合標識とする。 材料、色彩 主要材料は木材、自然石等の自然材料及びこれを模したものを使用する。色彩は、地色は素地色、黒色、焦げ茶色、白色とし、使用色数は最小限とする。 管理方針 営業及び事業敷地以外のものについては、設置者を明記し、老朽化、破損等した場合は撤去及び補修する等適切に管理する。 その他 電柱への掲出は認めない。

イ．普通地域内における取扱方針

普通地域における要届出行為については、次によるほか、下記の取扱方針によって指導を行う。

- ・「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(平成 17 年 10 月 3 日付け環自国発第 051003001 号自然環境局長通知)
- ・「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準について」(平成 13 年 5 月 28 日付け環自国第 212 号自然環境局長通知)
 - ア) 行為の実施に当たっては、周囲の風景並びに自然環境との調和が図られるように留意する。
 - イ) 特に建築物については、地域の伝統的集落風景の保護、育成が図られるよう努める。
 - ウ) 風力発電施設については、「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」によるほか、特にサシバ、ハチクマ等猛禽類の渡りに配慮する。
 - エ) 土石の採取の内、大規模な採石については、風景の保護及び野生生物に十分配慮すること。

・地域の開発、整備に関する事項

ア．自然公園施設

ア) 朝熊山登山線及び朝熊山園地

当公園の最高峰である朝熊山を通る伊勢市と鳥羽市を結ぶ有料道路で全線にわたって展望を楽しむことができる。

特に朝熊山山頂は二見浦の砂浜や答志島、神島等の島々が一望できる絶好の展望地である。沿線の適当な場所において展望及び自然解説等に必要の小規模施設の整備について指導する。

また、朝熊山園地においては、展望及び自然解説等に必要の施設の整備、さらに、本公園の玄関に位置する園地として、本公園の自然・歴史・文化の紹介、情報提供のための施設等の整備について指導する。また、既存園路を利用した自然観察コースの充実を指導する。

イ．公共事業との調整

国立公園内において、県などが計画する公共事業については、事業を円滑に行うため、あらかじめ、その内容について調整を図ることとする。

4) 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成 17 年 10 月 1 日付け環自国発第 051001001 号 自然環境局長通知)によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

事業の種類	事業名	取 扱 方 針
道路(車道)	鳥羽鵜方線	基本方針 鳥羽と志摩を結ぶ連絡道路及び自然探勝のための道路として、風致景観の維持を図るものとする。 法面 ア．法面は緑化することとし、緑化植物はノシバ、ススキ、ヨモギ等在来種を混入したものを使用する。 イ．擁壁は必要最小限の規模とし、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、利用地点等から望見されない場合はこの限りでない。 ウ．モルタル吹付けは原則として認めない。ただし、安全確保上やむを得ないと判断されるものについてはこの限りでないが、その場合は、顔料を混入するなどにより周辺の風致景観との調和を図る。 工法等 支障木の伐採や土地の改変などについては必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。 修景緑化 在来の植物を混入し緑化を行うとともに、廃道敷については在来の樹種により修景植栽を行う。 残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。 付帯施設 ア．海岸線の展望確保のため極力ガードケーブルまたはガードパイプを用いるよう努める。 イ．色彩 ア) ロックネット、ロックフェンス、橋梁、外灯の付帯施設等は焦げ茶色又は暗灰色とする。 イ) ガードレール、ガードケーブル又はガードパイプ等は亜鉛メッキ仕上げ又は焦げ茶色とする等周辺の風致景観との調和を図る。 ガードレールを使用する場合で、主要公園利用施設から望みされる場合は、外側及び支柱を焦げ茶色とする。
道路(歩道)	近畿自然歩道	基本方針 神島、菅島、答志島を巡る路線と青峰山へ至る路線で歴史探訪及び自然探勝のため、必要な箇所に解説施設等の整備を促進する。 工法等 支障木の伐採や土地の改変などについては必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。

		標識類 ア．位置、規模 原則として主たる展望方向は避けるものとする。やむを得ず展望方向に設置する場合は展望に支障のない規模とする。 イ．材料、構造 主要材料は木材、自然石又はこれを模したものとする。解説板、指導標等についてはデザインの統一を図る。 ウ．色彩 原則として素地色又は焦げ茶色とし、文字等はこれと調和したものとする。ただし、利用上の安全を確保するための標識類についてはこの限りでない。 付帯施設等 ア．規模、構造等 必要最小限の規模とし、屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 材料は木材、自然石等の自然材料を極力使用する。 イ．色彩 屋根の色彩は焦げ茶色とし、壁面は茶系色とする。 防護柵等は焦げ茶色とする。 管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮する。 展望地点周辺については、風致景観の維持に留意しながら伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努める。 また、自然観察の対象となる植物の保全に留意する。
園地	日向島	基本方針 展望及び海水浴利用等のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。
	箱田山	基本方針 鳥羽湾及び石鏡、相差間の優れた海岸の自然探勝のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。
	千賀	基本方針 的矢湾の自然探勝のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。
	小浜	基本方針 休憩、海浜レクリエーション利用等ための園地として、風致景観の維持を図るものとする。
	答志島 岩屋 築上	基本方針 海岸の自然探勝及び自然探勝のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。
	菅島 鯨崎 菅崎	基本方針 海岸の自然探勝及び休憩のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。
	各地区共通	建築物 ア．規模、構造 建築物の新、増築に当たっては、既存の高さを越えないものと

		する。 屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 イ．色彩 屋根の色彩は暗灰色又は茶系色とし、外壁は茶系色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。 園路 地形改変、支障木の伐採は、最小限とする。 標識類 ア．位置、規模 原則として主たる展望方向は避けるものとする。やむを得ず展望方向に設置する場合は展望に支障のない規模とする。 イ．材料、構造 主要材料は木材、自然石又はこれを模したものとすること。解説板、指導標等についてはデザインの統一を図る。 ウ．色彩 原則として素地色又は焦げ茶色とし、文字等はこれと調和したものとする。ただし、利用上の安全を確保するための標識類についてはこの限りでない。 修景緑化 ア．園地内においては展望の確保に留意しながら在来の樹種による積極的な修景植栽を指導し、植生の回復を図るものとする。 イ．取付道路等の法面については在来種による緑化を行うものとし、やむを得ず擁壁を設ける場合には、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、展望地、園路利用者等から望見されない場合はこの限りでない。 残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。 管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮する。 展望地点周辺については、風致景観の維持に留意しながら伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努める。 また、自然観察の対象となる植物の保全に留意する。
宿舎	小浜 答志島	基本方針 鳥羽又は答志島地区の自然探勝の拠点となる施設として、風致景観の維持を図るものとする。 また、宿舎内において自然の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。 位置、規模 建築物の新、増築に当たっては、壁面後退距離を十分確保するとともに、建築物の高さは、極力抑制されたものとする。 構造、色彩 屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 屋根の色彩は暗緑色、焦げ茶色とし、外壁は茶系色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。

		修景緑化 工事に当たっては、既存樹木の保存に留意するものとし、施設周囲には在来の樹種による修景植栽を行う。 残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。 排水処理 浄化施設の設置等により、海域の水質保全について適切な措置を講ずる。
運輸施設（一般自動車道）	朝熊山登山線	基本方針 伊勢と鳥羽を結ぶ連絡道路及び伊勢、二見、鳥羽及び伊勢神宮宮域林方面の自然探勝のための道路として、風致景観の維持を図るものとする。 法面 ア．法面は緑化することとし、緑化植物はノシバ、ススキ、ヨモギ等在来種を混入したものを使用する。 イ．擁壁は必要最小限の規模とし、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、利用地点等から望見されない場合はこの限りでない。 ウ．モルタル吹付けは原則として認めない。ただし、安全確保上やむを得ないと判断されるものについてはこの限りでないが、その場合は、顔料を混入するなどにより周辺の風致景観との調和を図る。 工法等 支障木の伐採や土地の改変などについては必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。 修景緑化 在来の植物を混入し緑化を行うとともに、廃道敷については在来の樹種により修景植栽を行う。 残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。 付帯施設 ア．海岸線の展望確保のため極力ガードケーブルまたはガードパイプを用いるよう努める。 イ．色彩 ア）ロックネット、ロックフェンス、橋梁、外灯の付帯施設等は焦げ茶色又は暗灰色とする。 イ）ガードレール、ガードケーブル又はガードパイプ等は亜鉛メッキ仕上げ又は焦げ茶色とする等周辺の風致景観との調和を図る。 ガードレールを使用する場合で、主要公園利用施設から望みされる場合は、外側及び支柱を焦げ茶色とする。
博物展示施設	鳥羽	基本方針

		自然及び人文景観の紹介や公園利用のための情報提供の拠点として、展示内容等の検討を行う。
--	--	---

許可・届出等取扱方針

ア．特別地域内における取扱方針

次によるほか、下表の取扱いによって運用する。

- ・自然公園法施行規則（昭和 32 年 10 月 11 日付け厚生省令第 41 号）第 11 条（特別地域、特別保護地区及び海中公園地区内の行為の許可基準）
- ・自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について（平成 12 年 8 月 7 日付け環自国第 448-3 自然保護局長通知）
- ・「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成 17 年 10 月 3 日付け環自国発第 051003001 号自然環境局長通知）
- ・自然公園法施行規則第 11 条第 30 項の規定による基準の特例について（平成 12 年 6 月 21 日付け環自国第 361 号自然保護局長通知）

行 為 の 種 類	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	基本方針 建築物が、周辺の風致及び人文景観を損なわないよう留意すること。 また、主要な展望地、道路等からの眺望の対象に著しい支障を与えないよう留意する。 建築物のデザイン 奇抜な形態（円形、球形等）は避け、落ち着いたデザインとする。 建築物の屋根は特殊な用途の建築物を除き切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根をかけることとし、陸屋根、片流れ、半球形、かまぼこ型等は認めない。また、既存施設で陸屋根のものについては、増、改築に際し上記構造に改善することとする。 色彩 ア．屋根 暗灰色、暗緑色、焦げ茶色、黒色とする。 イ．外壁 茶系色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。 修景緑化 工事に当たっては、支障木の伐採は必要最小限とする。また、建物を隠蔽するために、道路及び海側に面した場所については在来の樹種により修景植栽を行うこととする。 残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。
(2) 道路（車道）	基本方針 主要な展望地等からの風致景観の維持に留意する。 法面 ア．法面は緑化することとし、緑化植物はノシバ、ススキ、ヨモギ等在来種を混入したものを使用する。 イ．擁壁は必要最小限の規模とし、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、利用地点等から望見されない場合はこの限りでない。 ウ．モルタル吹付けは原則として認めない。ただし、安全確保上やむを得ないと判断されるものについてはこの限りでないが、その場合は、顔料を混入するなどにより周辺の風致景観との調和を図る。 工法等

	支障木の伐採や土地の改変などについては必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。 修景緑化 在来の植物を混入し緑化を行うとともに、廃道敷については在来の樹種により修景植栽を行う。 残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。 付帯施設 ア．海岸線の展望確保のため極力ガードケーブル又はガードパイプを用いるよう努める。 イ．色彩 ア) ロックネット、ロックフェンス、橋梁、外灯の付帯施設等は焦げ茶色又は暗灰色とする。 イ) ガードレール、ガードケーブル又はガードパイプ等は亜鉛メッキ仕上げ又は焦げ茶色とする等周辺の風致景観との調和を図る。ガードレールを使用する場合で、主要公園利用施設から望見される場合は、外側及び支柱を焦げ茶色とする。
(3) 電柱	基本方針 主要な展望地、道路等からの風致景観の維持に留意する。 位置 ア．主要な展望地からの展望に支障を来す新築は認めないものとする。なお、既設施設は極力地下埋設化又はルート変更するよう努める。 イ．主要道路沿線の主たる展望方向（主に海側）への新築は原則として認めない。ただし、地理的条件等でやむを得ない場合はこの限りでない。 ウ．電力線、電話線等が並行する場合は共架することを基本とする。 規模 高さ及び本数は必要最小限とする。 材料、色彩 主要な展望地、道路沿線又は利用者の集中する場所及び特別保護地区、第1種特別地域にあっては原則として木柱とし、コンクリート柱又は鋼管柱の場合には焦げ茶色とする。
(4) 鉄塔、アンテナ	基本方針 公園利用者から望見されない位置に設置するものとする。また、複数計画がある場合で共架可能なものについては、極力共架を指導する。 位置 主要道路沿線の主たる展望方向（主に海側）及び主たる展望地など利用者の集中する場所からの展望に支障を来す新築は認めないものとする。 規模 高さ及び本数は必要最小限とする。 色彩 地形、植生、利用状況など設置場所に合わせた色彩（焦げ茶色、灰色）とし、局舎等については、1 工作物（1）建築物の取扱いに準ずるものとする。

(5) 風力発電施設	基本方針 小型風力発電施設以外のものについては、認めない。なお、設置に当たっては、風致景観上の支障及び野生生物の保護に配慮するものとする。
(6) 海岸保全施設等(護岸、堤防)	基本方針 自然海岸の保全及び主要展望地、道路からの風致景観の維持に留意する。自然海岸への設置は極力認めない。 工法、材料 ア．工事の施工に当たっては、汚濁防止膜等の措置を講じ周辺水域に土砂及び濁水を流出させない。 イ．主要な展望地から望見される場所及び利用拠点周辺に設置される護岸等の工作物は原則として自然石を用いる。やむを得ずブロック擁壁とする場合は自然石を模した仕上げ、又は顔料を混入する等の風致景観の維持に配慮した工法とする。 ウ．海水浴場等現に利用者が多い場所にあつては、その利用を阻害しないよう配慮する。 エ．自然海岸で新たに大規模な施設を設置する場合は潮流等の変化が周辺海岸に著しい影響を及ぼさないことが明らかにされたものであること。 オ．工事に当たっては、支障木の伐採は必要最小限とする。 工事に伴い生じた裸地については在来種により修景緑化を行う。
2 木竹の伐採	基本方針 主要道路沿線の風致景観の維持を図る。
3 土石の採取 (1) ボーリング	基本方針 ア．地熱開発が目的の調査ボーリングについては認めない。 イ．大規模開発を前提とする調査ボーリングについては、全体計画を含めて審査するものとする。 ウ．温泉ボーリングについては、行為後に設置される予定の施設を含めて審査するものとする。
(2) 露天掘(採石)	基本方針 新規の採石は認めない。
4 広告物等	基本方針 主要展望地及び道路周辺の風致景観の維持に留意する。 また、三重県屋外広告物条例との調整を図るため担当主幹課との連携を図る。 位置 誘導標識については主要道路からの分岐等に設置するものを基本とし、設置する場合は極力統合標識とする。 材料、色彩 主要材料は木材、自然石等の自然材料及びこれを模したものを使用する。色彩は、地色は素地色、黒色、焦げ茶色、白色とし、使用色数は最小限とする。 管理方針 営業及び事業敷地以外のものについては、設置者を明記し、老朽化、破損等した場合は撤去及び補修する等適切に管理する。 その他 電柱への掲出は認めない。

イ．普通地域内における取扱方針

普通地域における要届出行為については、次によるほか、下記の取扱方針によって指導を行う。

- ・「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(平成 17 年 10 月 3 日付け環自国発第 051003001 号自然環境局長通知)
 - ・「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準について」(平成 13 年 5 月 28 日付け環自国第 212 号自然環境局長通知)
 - ア) 行為の実施に当たっては、周囲の風景並びに自然環境との調和が図られるように留意する。
 - イ) 特に建築物については、地域の伝統的集落風景の保護、育成が図られるよう努める。
 - ウ) 風力発電施設については、「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」によるほか、特にサシバ、ハチクマ等猛禽類の渡りに配慮する。
 - エ) 土石の採取の内、大規模な採石については、風景の保護及び野生生物に十分配慮すること。
- なお、菅島における採石は、終掘に向けて関係機関と調整を行う。

地域の開発、整備に関する事項

ア．自然公園施設

ア) 鳥羽鵜方線

鳥羽市から阿児町まで太平洋沿いに整備された道路でリアス式の海岸線や的矢湾などが望める展望の優れた路線である。沿線の適当な場所において展望及び自然解説等に必要な小規模施設等の整備について指導する。また、鳥羽展望台においても自然解説施設の整備について指導する。

イ．公共事業との調整

国立公園内において、県などが計画する公共事業については、事業を円滑に行うため、あらかじめ、その内容について調整を図ることとする。

4) 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成 17 年 10 月 1 日付け環自国発第 051001001 号 自然環境局長通知)によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

事業の種類	事業名	取 扱 方 針
道路(車道)	伊勢磯部線	基本方針 伊勢と志摩を結ぶ連絡道路及び伊勢神宮宮域林の自然探勝のための道路として、風致景観の維持を図るものとする。
	鳥羽鵜方線	基本方針 鳥羽と志摩を結ぶ連絡道路及び自然探勝のための道路として、風致景観の維持を図るものとする。
	鵜方横山線	基本方針 横山集団施設地区への到達道路として、風致景観の維持を図るものとする。
	鵜方神津佐線	基本方針 志摩と南伊勢(神津佐地区)を結ぶ連絡道路として、風致景観の維持を図るものとする。
	賢島環状線	基本方針 賢島への到達道路として、風致景観の維持を図るものとする。
	波切登茂線	基本方針 登茂山集団施設地区への到達道路として、風致景観の維持を図るものとする。
	登茂山線	基本方針 登茂山集団施設地区の自然探勝区への到達道路として、風致景観の維持を図るものとする。
	各路線共通	法面 ア．法面は緑化することとし、緑化植物はノシバ、ススキ、ヨモギ等在来種を混入したものを使用する。 イ．擁壁は必要最小限の規模とし、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、利用地点等から望見されない場合はこの限りでない。 ウ．モルタル吹付けは原則として認めない。ただし、安全確保上やむを得ないと判断されるものについてはこの限りでないが、その場合は、顔料を混入するなどにより周辺の風致景観との調和を図る。 工法等 支障木の伐採や土地の改変などについては必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。 修景緑化 在来の植物を混入し緑化を行うとともに、廃道敷については在来の樹種により修景植栽を行う。 残土処理

		原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。 付帯施設 ア．海岸線の展望確保のため極力ガードケーブルまたはガードパイプを用いるよう努める。 イ．色彩 ア) ロックネット、ロックフェンス、橋梁、外灯の付帯施設等は焦げ茶色又は暗灰色とする。 イ) ガードレール、ガードケーブル又はガードパイプ等は亜鉛メッキ仕上げ又は焦げ茶色とする等周辺の風致景観との調和を図る。 ガードレールを使用する場合で、主要公園利用施設から望見される場合は、外側及び支柱を焦げ茶色とする。
道路（歩道）	横山迫子線	基本方針 英虞湾の展望を生かしたハイキングコース、並びに、不動の滝周辺の自然探勝のための歩道として、必要な箇所に解説施設等の整備を促進する。
	近畿自然歩道	基本方針 太平洋岸に沿って歴史探訪及び自然探勝のための路線として、必要な箇所に解説施設等の整備を促進する。
	各路線共通	工法等 支障木の伐採や土地の改変などについては必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。 標識類 ア．位置、規模 原則として主たる展望方向は避けるものとする。やむを得ず展望方向に設置する場合は展望に支障のない規模とする。 イ．材料、構造 主要材料は木材、自然石又はこれを模したものとすること。解説板、指導標等についてはデザインの統一を図る。 ウ．色彩 原則として素地色又は焦げ茶色とし、文字等はこれと調和したものとする。ただし、利用上の安全を確保するための標識類についてはこの限りでない。 付帯施設等 ア．規模、構造等 必要最小限の規模とし、屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 材料は木材、自然石等の自然材料を極力使用する。 イ．色彩 屋根の色彩は焦げ茶色とし、壁面は茶系色とする。 防護柵等は焦げ茶色とする。 管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮する。 展望地点周辺については、風致景観の維持に留意しながら伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努める。 また、自然観察の対象となる植物の保全に留意する。

園地	登茂山集団施設地区 横山集団施設地区	基本方針 優れた自然風景の展望地として風致景観の維持に留意し、施設のデザインの統一を図り、きめ細かな管理を行う。また、自然解説のための施設の整備、充実を図る。 建築物 ア．規模、構造 高さは極力抑制されたものとする。 屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 イ．色彩 屋根の色彩は暗灰色又は茶系色とし、外壁はこれと調和したものとする。 園路 地形改変、支障木の伐採は最小限とする。 取付道路 ア．位置、工法 必要最小限の規模とし、地形に順応した線形であって、擁壁を使用すること等により地形改変、支障木の伐採を極力少なくする。 イ．法面 法面は緑化することとし、やむを得ず擁壁等を用いる場合は、自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、展望地、園路利用者等から望見されない場合はこの限りでない。 標識類 ア．位置、規模 原則として主たる展望方向は避けるものとする。やむを得ず展望方向に設置する場合は展望に支障のない規模とする。 イ．材料、構造 主要材料は木材、自然石又はこれを模したものとする。解説板、指導標等についてはデザインの統一を図る。 ウ．色彩 原則として素地色又は焦げ茶色とし、文字等はこれと調和したものとする。ただし、利用上の安全を確保するための標識類についてはこの限りでない。 その他の付帯施設 ベンチ、野外卓類は木製とし、必要最小限の数とする。 修景緑化 園地内においては展望の確保に留意しながら在来の樹種による積極的な修景植栽を指導し、植生の回復を図るものとする。 残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。 管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮する。 展望地点周辺については、風致景観の維持に留意しながら伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努める。 また、自然観察の対象となる植物の保全に留意する。
----	-----------------------	---

渡鹿野	基本方針 的矢湾の自然探勝及びピクニックのための園地として、風致景観の維持を図るものとする。
安乗崎	基本方針 的矢湾、国府白浜の自然探勝及びピクニックのための園地として、風致景観の維持を図るものとする。
賢島 大王崎 大池 浜島 福川原	基本方針 休憩及びピクニックのための園地として、風致景観の維持を図るものとする。
南張	基本方針 熊野灘の自然探勝のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。
御座白浜 阿津里浜 国府 志島	基本方針 海水浴等水辺利用のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。 整備に当たっては、海浜の環境保全に努めることとする。
金比羅山	基本方針 英虞湾の自然探勝及びピクニックのための園地として、風致景観の維持を図るものとする。
麦崎 立神	基本方針 自然探勝及びピクニックのための園地として、風致景観の維持を図るものとする。
広の浜	基本方針 海水浴等海岸及び河川の水辺利用のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。 整備に当たっては、海浜等の環境保全に努めることとする。
多徳島	基本方針 自然とのふれあいのための園地として、風致景観の維持を図るものとする。
各地区共通	建築物 ア．規模、構造 建築物の新、増築に当たっては、既存の高さを越えないものとする。 屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 イ．色彩 屋根の色彩は暗灰色又は茶系色とし、外壁は茶系色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。 園路 地形改変、支障木の伐採は、最小限とする。 標識類 ア．位置、規模

		原則として主たる展望方向は避けるものとする。やむを得ず展望方向に設置する場合は展望に支障のない規模とする。 イ．材料、構造 主要材料は木材、自然石又はこれを模したものとする。解説板、指導標等についてはデザインの統一を図る。 ウ．色彩 原則として素地色又は焦げ茶色とし、文字等はこれと調和したものとする。ただし、利用上の安全を確保するための標識類についてはこの限りでない。 修景緑化 ア．園地内においては展望の確保に留意しながら在来の樹種による積極的な修景植栽を指導し、植生の回復を図るものとする。 イ．取付道路等の法面については在来種による緑化を行うものとし、やむを得ず擁壁を設ける場合には、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、展望、園路利用者等から望見されない場合はこの限りでない。 残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。 管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮する。 展望地点周辺については、風致景観の維持に留意しながら伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努める。 また、自然観察の対象となる植物の保全に留意する。
宿舎	登茂山集団施設地区	基本方針 施設の配置に当たっては、海岸線を中心とする風致景観の維持を図るものとする。 また、地区全体の適正な公園利用の推進が図れるよう十分配慮するとともに、宿舎内においても自然の紹介や情報の提供等広報に努めるものとする。 規模 建築物の新、増築に当たっては、既存の高さを超えないこと、また主要展望地から望見した場合に、建築物が背後の山稜線を分断しないものとする。 構造、色彩 屋根は、切妻、寄棟、入母屋を基本とし、陸屋根、片流れ、半球形、かまぼこ形等は認めない。 屋根の色彩は焦げ茶色とし、外壁は茶系色とする。 地区全体でデザイン、色彩の統一を図る。 付帯施設 ア．駐車場 各施設ごとに、収容力に見合った駐車場を敷地内に整備する。 イ．標識類 主要材料は、木材、自然石又はこれを模したものとする。 色彩は、素材色又は黒色、焦げ茶色を地色とし、色数は３色以内とする。

	修景緑化 海岸部、貴重な植物の生育地、稜線及び地区内の幹線道路沿線等、環境保全上重要な場所は保存緑地として確保する。 施設の周辺には出来るだけ樹木を残すとともに、積極的に在来の樹種による修景植栽を行う。 工事に当たっては、既存樹木の保存に留意するものとし、施設周囲には在来の樹種により修景植栽を行う。 残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。 排水処理 浄化施設の設置等により、海域の水質保全について適切な措置を講ずる。
渡鹿野	基本方針 的矢湾周辺探勝の基地となる宿舎として、風致景観の維持を図るものとする。 また、地区全体の適正な公園利用の推進が図れるよう十分配慮するとともに、宿舎内においても自然の紹介や情報の提供等広報に努めるものとする。
横山	基本方針 横山地区の利用の拠点となる宿舎として、横山集団施設地区及び道路からの風致景観の維持を図るものとする。 また、地区全体の適正な公園利用の推進が図れるよう十分配慮するとともに、宿舎内においても自然の紹介や情報の提供等広報に努めるものとする。 位置、規模 建築物の新、増築に当たっては、道路からの壁面後退距離を十分確保する。建築物の高さは極力抑制されたものであること。 構造、色彩 屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 屋根の色彩は茶系色とし、外壁はこれと調和したものとする。 修景緑化 施設の配置に当たっては、既存樹林地の保存に十分留意し、敷地内には可能な限り広く緑地を確保する。 工事に当たっては、既存樹木の保存に留意するものとし、施設の周囲には在来の樹種による修景植栽を行う。 残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。
賢島	基本方針 英虞湾周辺探勝の基地となる宿舎として、海岸線を中心とする風致景観の維持を図るものとする。 また、地区全体の適正な公園利用の推進が図れるよう十分配慮するとともに、宿舎内においても自然の紹介や情報の提供等広報に努める

	ものとする。 規模 ア．建築物の高さ 建築物の最高部の高さは、既存を超えないものとする。 イ．建築面積の敷地面積に対する割合（建坪率）は次のとおりとする。 ア）敷地面積が 10,000 m²以上のものについては、30 %以下とする。 イ）敷地面積が 10,000 m²未満のものについては、40 %以下とする。 構造、色彩 屋根は、切妻、寄棟、入母屋を基本とし、陸屋根、片流れ、半球形、かまぼこ形等は認めない。 屋根の色彩は、暗灰色、暗緑色、焦げ茶色、黒色とする。 外壁は、焦げ茶色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。 付帯施設 ア．駐車場 各施設ごとに、収容力に見合った駐車場を敷地内に整備する。 イ．標識類 主要材料は、木材、自然石またはこれを模したものとすること。 色彩は、素材色又は黒色、焦げ茶色を地色とし、色数は3色以内とする。 修景緑化 施設の配置に当たっては、既存樹林地の保存に十分留意し、敷地内には可能な限り広く緑地を確保する。 工事に当たっては、既存樹木の保存に留意するとともに、施設の周辺には在来の樹種により修景植栽を行う。 残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。 廃水処理 浄化施設の設置等により、海域の水質保全について適切な措置を講ずる。
広の浜	基本方針 先志摩半島及び和具大島探勝の基地となる宿舎として、風致景観の維持を図るものとする。 また、地区全体の適正な公園利用の推進が図れるよう十分配慮するとともに、宿舎内においても自然の紹介や情報の提供等広報に努めるものとする。
浜島	基本方針 施設の規模は極力抑制するとともに、海岸の風致景観の維持を図るものとする。 また、地区全体の適正な公園利用の推進が図れるよう十分配慮するとともに、宿舎内においても国立公園の紹介や情報の提供等広報に努めるものとする。

	位置、規模 建築物の新、増築に当たっては、道路からの眺望に支障のない位置、構造とし、道路からの壁面後退距離を可能な限り確保する。また、建築物の高さは各棟の既設の高さを超えないもので風致景観への影響を十分考慮し、極力抑制されたものとする。 構造、色彩 屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 屋根の色彩は焦げ茶色とし、外壁は茶系色とする。 修景緑化 施設の配置に当たっては、既存樹林地の保存に十分留意し、敷地内には可能な限り広く緑地を確保する。 工事に当たっては、既存樹木の保存に留意するものとし、施設の周囲には在来の樹種による修景植栽を行う。 残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。
御座白浜 阿津里浜	基本方針 先志摩半島の自然探勝及び海浜レクリエーションの基地となる宿舎として、風致景観の維持を図るものとする。 また、地区全体の適正な公園利用の推進が図れるよう十分配慮するとともに、宿舎内においても自然の紹介や情報の提供等広報に努めるものとする。
安乗 国府 福川原	基本方針 周辺地域の自然探勝のための基地となる宿舎として、風致景観の維持を図るものとする。 また、地区全体の適正な公園利用の推進が図れるよう十分配慮するとともに、宿舎内においても自然の紹介や情報の提供等広報に努めるものとする。
志島	基本方針 海水浴等水辺利用及び自然探勝のための基地となる宿舎として、風致の維持を図るものとする。 また、地区全体の適正な公園利用の推進が図れるよう十分配慮するとともに、宿舎内においても自然の紹介や情報の提供等広報に努めるものとする。
各地区共通	位置、規模 建築物の新、増築に当たっては、海側の敷地境界からの壁面後退距離を十分確保するとともに、建築物の高さは極力抑制されたものであること。 構造、色彩 屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 屋根の色彩は暗緑色、焦げ茶色とし、外壁は茶系色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。 修景緑化 施設の配置に当たっては、既存樹林地の保存に十分留意し、敷地内には可能な限り広く緑地を確保する。

		工事に当たっては、既存樹木の保存に留意するものとし、施設の周囲には在来の樹種による修景植栽を行う。 残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。 排水処理 浄化施設の設置等により、海域の水質保全について適切な措置を講ずる。
野営場	登茂山集団施設地区	基本方針 海岸線を中心とする風致景観の維持を図るものとする。 また、自然とのふれあいに配慮した施設の充実を図り、安全かつ快適な利用を推進する。
	横山 多徳島	基本方針 自然環境教育及び自然とのふれあいに配慮した施設として、風致景観の維持を図るとともに安全かつ快適な利用の推進を進める。
	各地区共通	建築物 高さは極力抑制されたものとする。 屋根は切妻を基本とした勾配屋根（片流れを除く。）とする。 屋根の色彩は、焦げ茶色とし、外壁は茶系色とする。 テントサイト 配置に当たっては、支障木の伐採や土地の改変を必要最小限にとどめる等周辺環境との調和を図る。 修景緑化 既存樹木の保存に留意するものとし、工事に当たっては、在来の樹種による修景植栽を行う。 残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。 排水処理 浄化施設の設置等により、海域の水質保全について適切な措置を講ずる。 管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮するとともに、美化清掃等快適な利用環境の維持に努める。
	阿津里浜	基本方針 海浜レクリエーションの基地として、風致景観の維持を図るものとする。 自然とのふれあいに配慮した施設の充実を図るとともに安全かつ快適な利用の推進を進める。 建築物 高さは 13 m 以下とする。

		屋根は切妻を基本とした勾配屋根（片流れを除く。）とする。 屋根の色彩は暗緑色とし外壁は茶系色とする。 標識類 規模、本数は必要最小限とし、主要材料は木材、自然石等自然材料とし、統一したデザインとする。 付帯施設 ベンチ、野外卓類は木製とし、必要最小限の数とする。 修景緑化 工事に当たっては、既存樹木の保存に留意すものとし、在来の樹種により修景植栽を行う。 残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。 排水処理 浄化施設の設置等により、海域の水質保全について適切な措置を講ずる。 管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮するとともに、美化清掃等快適な利用環境の維持に努める。
駐車場	賢島	基本方針 賢島周辺及び英虞湾めぐりのための駐車場として、風致景観の維持を図るとともに安全かつ快適な利用の推進を図る。 建築物 ア．規模、構造 高さは極力抑制されたものとする。 屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 イ．色彩 屋根の色彩は茶系色とし、外壁はこれと調和したものとする。 標識類 ア．位置、規模 原則として主たる展望方向は避けるものとする。やむを得ず展望方向に設置する場合は展望に支障のない規模とする。 イ．材料、構造 主要材料は木材、自然石又はこれを模したものとする。解説板、指導標等についてはデザインの統一を図るよう指導する。 ウ．色彩 原則として素地色又は焦げ茶色とし、文字等はこれと調和したものとする。ただし、利用上の安全を確保するための標識類についてはこの限りでない。 防護柵 原則として木材又はこれを模したものとし、色彩は茶系色とする。ただし、車止め等強度確保のためにやむを得ない場合はこの限りでない。

		工法等 工事に当たっては、植生の回復の難しい風衝地であることに留意し、樹木等の現植生は極力改変しないよう努める。 修景緑化 厳しい環境条件を十分に配慮しつつ在来の樹種による修景植栽を図る。 残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。 管理方針 海蝕崖の崩壊や防護柵の状態を適宜点検し、利用上の安全確保のための措置を図る。
水族館	賢島	基本方針 国立公園の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。 規模 建築物の高さは地形、植生などの条件から風致景観への影響を十分考慮し、極力抑制されたものであること。 構造、色彩 屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 既存の建築物は、建替えに際し勾配屋根とするよう指導する。屋根の色彩は原則として暗灰色又は茶系色とし、外壁はこれと調和したものとする。 修景緑化 工事に当たっては既存樹木の保存に留意するものとし、施設の周囲には在来の樹種により修景植栽を行う。
運動場	国府 横山 賢島 渡鹿野	基本方針 各種スポーツ、レクリエーションのための施設として、風致景観の維持を図るものとする。 規模 各種運動施設、建築物等の規模は必要最小限とし、支障木の伐採や地形改変を極力抑制する。 構造、色彩 各種運動施設の色彩は、周囲の風致景観と調和したものとする。建築物は勾配屋根（片流れを除く。）とし、屋根の色彩は暗灰色または茶系色とし、外壁はこれと調和したものとする。 修景緑化 工事に当たっては既存樹木の保存に留意するものとし、施設の周囲には在来の樹種により修景植栽を行う。
舟遊場	宮の前 国府 渡鹿野	基本方針 ヨット等海洋レクリエーションのための施設として、風致景観の維持を図るとともに、海洋の水質保全に努める。

給水施設	阿津里浜	基本方針 阿津里浜地区における給水施設として、風致景観の維持を図るとともに、適切に維持管理するものとする。
排水施設	阿津里浜	基本方針 阿津里浜地区における排水施設として、風致景観の維持を図るとともに、適切に維持管理するものとする。
博物展示施設	横山集団施設地区 登茂山集団施設地区 賢島	基本方針 志摩地区を中心とした伊勢志摩国立公園の自然、歴史、民族等を紹介するための施設として整備する。 地区の自然を生かし、自然探勝、自然学習、自然解説活動等利用の充実を図る。

許可・届出等取扱方針

ア．特別地域内における取扱方針

次によるほか、下表の取扱いによって運用する。

- ・自然公園法施行規則（昭和 32 年 10 月 11 日付け厚生省令第 41 号）第 11 条（特別地域、特別保護地区及び海中公園地区内の行為の許可基準）
- ・自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について（平成 12 年 8 月 7 日付け環自国第 448-3 自然保護局長通知）
- ・「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成 17 年 10 月 3 日付け環自国発第 051003001 号自然環境局長通知）
- ・自然公園法施行規則第 11 条第 30 項の規定による基準の特例について（平成 12 年 6 月 21 日付け環自国第 361 号自然保護局長通知）
- ・伊勢志摩国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例を定める件を改正する件について（平成 13 年 3 月 26 日付け環境省告示第 13 号）

行 為 の 種 類	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	基本方針 建築物が、周辺の風致及び人文景観を損なわないよう留意すること。 また、主要な展望地、道路等からの眺望の対象に著しい支障を与えないよう留意する。 建築物のデザイン 奇抜な形態（円形、球形等）は避け、落ち着いたデザインとする。 建築物の屋根は特殊な用途の建築物を除き切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根をかけることとし、陸屋根、片流れ、半球形、かまぼこ型等は認めない。また、既存施設で陸屋根のものについては、増、改築に際し上記構造に改善することとする。 色彩 ア．屋根 暗灰色、暗緑色、焦げ茶色、黒色とする。 イ．外壁 茶系色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。 修景緑化 工事に当たっては、支障木の伐採は必要最小限とする。また、建物を隠蔽するために、道路及び海側に面した場所については在来の樹種により修景植栽を行うこととする。 残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。
(2) 道路（車道）	基本方針 主要な展望地等からの風致景観の維持に留意する。 法面 ア．法面は緑化することとし、緑化植物はノシバ、ススキ、ヨモギ等在来種を混入したものを使用する。 イ．擁壁は必要最小限の規模とし、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、利用地点等から望見されない場合はこの限りでない。 ウ．モルタル吹付けは原則として認めない。ただし、安全確保上やむを得ないと判断されるものについてはこの限りでないが、その場合は、顔料を混入するなどにより周辺の風致景観との調和を図る。

	工法等 支障木の伐採や土地の改変などについては必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。 修景緑化 在来の植物を混入し緑化を行うとともに、廃道敷については在来の樹種により修景植栽を行う。 残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。 付帯施設 ア．海岸線の展望確保のため極力ガードケーブル又はガードパイプを用いるよう努める。 イ．色彩 ア) ロックネット、ロックフェンス、橋梁、外灯の付帯施設等は焦げ茶色又は暗灰色とする。 イ) ガードレール、ガードケーブル又はガードパイプ等は亜鉛メッキ仕上げ又は焦げ茶色とする等周辺の風致景観との調和を図る。ガードレールを使用する場合で、主要公園利用施設から望見される場合は、外側及び支柱を焦げ茶色とする。
(3) 電柱	基本方針 主要な展望地、道路等からの風致景観の維持に留意する。 位置 ア．主要な展望地からの展望に支障を来す新築は認めないものとする。なお、既設施設は極力地下埋設化又はルート変更するよう努める。 イ．主要道路沿線の主たる展望方向（主に海側）への新築は原則として認めない。ただし、地理的条件等でやむを得ない場合はこの限りでない。 ウ．電力線、電話線等が並行する場合は共架することを基本とする。 規模 高さ及び本数は必要最小限とする。 材料、色彩 主要な展望地、道路沿線又は利用者の集中する場所及び特別保護地区、第1種特別地域にあっては原則として木柱とし、コンクリート柱又は鋼管柱の場合には焦げ茶色とする。
(個別取扱方針) 登茂山集団施設地区 とその周辺	基本方針 主要な展望地、園路等からの風致景観の保全及び地区内の風致景観の維持に留意することとする。 位置 展望の支障となる位置並びに園地内及び野営場内での新築は認めないものとし、既設施設は地下埋設化又はルート変更をする。 材料、色彩 材料は極力木柱とし、色彩は焦げ茶色とする。
(4) 鉄塔、アンテ	基本方針

ナ	公園利用者から望見されない位置に設置するものとする。また、複数計画がある場合で共架可能なものについては、極力共架を指導する。 位置 主要道路沿線の主たる展望方向（主に海側）及び主たる展望地など利用者の集中する場所からの展望に支障を来す新築は認めないものとする。 規模 高さ及び本数は必要最小限とする。 色彩 地形、植生、利用状況など設置場所に合わせた色彩（焦げ茶色、灰色）とし、局舎等については、１工作物（１）建築物の取扱いに準ずるものとする。
(５) 風力発電施設	基本方針 小型風力発電施設以外のものについては、認めない。なお、設置に当たっては、風致景観上の支障及び野生生物の保護に配慮するものとする。
(６) 海岸保全施設等（護岸、堤防）	基本方針 自然海岸の保全及び主要展望地、道路からの風致景観の維持に留意する。自然海岸への設置は極力認めない。 工法、材料 ア．工事の施工に当たっては、汚濁防止膜等の措置を講じ周辺水域に土砂及び濁水を流出させない。 イ．主要な展望地から望見される場所及び利用拠点周辺に設置される護岸等の工作物は原則として自然石を用いる。やむを得ずブロック擁壁とする場合は自然石を模した仕上げ、又は顔料を混入する等の風致景観の維持に配慮した工法とする。 ウ．海水浴場等現に利用者が多い場所にあつては、その利用を阻害しないよう配慮する。 エ．自然海岸で新たに大規模な施設を設置する場合は潮流等の変化が周辺海岸に著しい影響を及ぼさないことが明らかにされたものであること。 オ．工事に当たっては、支障木の伐採は必要最小限とする。 工事に伴い生じた裸地については在来種により修景緑化を行う。
２ 木竹の伐採	基本方針 主要道路沿線の風致景観の維持を図る。
３ 土石の採取 (１) ボーリング	基本方針 ア．地熱開発が目的の調査ボーリングについては認めない。 イ．大規模開発を前提とする調査ボーリングについては、全体計画を含めて審査するものとする。 ウ．温泉ボーリングについては、行為後に設置される予定の施設を含めて審査するものとする。
(２) 露天掘（採石）	基本方針 新規の採石は認めない。
４ 広告物等	基本方針 主要展望地及び道路周辺の風致景観の維持に留意する。 また、三重県屋外広告物条例との調整を図るため担当主幹課と連携を図る。 位置 誘導標識については主要道路からの分岐等に設置するものを基本とし、設置

	する場合は極力統合標識とする。 材料、色彩 主要材料は木材、自然石等の自然材料及びこれを模したものを使用する。色彩は、地色は素地色、黒色、焦げ茶色、白色とし、使用色数は最小限とする。 管理方針 営業及び事業敷地以外のものについては、設置者を明記し、老朽化、破損等した場合は撤去及び補修する等適切に管理する。 その他 電柱への掲出は認めない。
5 車馬、動力船の使用又は航空機の着陸	基本方針 原則として許可しない。ただし、学術研究や公益上必要と認められる場合はこの限りでない。

イ．普通地域内における取扱方針

普通地域における要届出行為については、次によるほか、下記の取扱方針によって指導を行う。

- ・「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(平成 17 年 10 月 3 日付け環自国発第 051003001 号自然環境局長通知)
- ・「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準について」(平成 13 年 5 月 28 日付け環自国第 212 号自然環境局長通知)
 - ア) 行為の実施に当たっては、周囲の風景並びに自然環境との調和が図られるように留意する。
 - イ) 特に建築物については、地域の伝統的集落風景の保護、育成が図られるよう努める。
 - ウ) 風力発電施設については、「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」によるほか、特にサシバ、ハチクマ等猛禽類の渡りに配慮する。
 - エ) 土石の採取の内、大規模な採石については、風景の保護及び野生生物に十分配慮すること。

地域の開発、整備に関する事項

ア．自然公園施設

ア) 登茂山集団施設地区

英虞湾の好展望地にある集団施設地区であるため、集団施設地区の整備方針に従い、三重県、志摩市による公共事業を中心に施設整備する。

既設の自然観察路、野営場等の施設内容の充実を図るとともに、中央部においてもこれらの施設に加え、海水浴等水辺利用の増進を図るための施設、水辺の自然観察を行うための施設、野草観察をするための施設、地域の自然を紹介するための施設等を整備する。

一方、自然とのふれあい、自然に学ぶための活動については、三重県、志摩市等関係機関と連携し一層の推進を図る。

なお、当地区の整備を進めるに当たっては、地区の自然環境を保全するとともに、他の展望地からの風致景観の保全と英虞湾の水質保全に万全を期することとする。

イ) 横山集団施設地区

英虞湾の全域が眺望できる好展望地であることから、展望及びハイキングを楽しむ利用が多い。今後、自然とのふれあいを積極的に推進するため、その中核施設としての博物展示施設を含めた地区全体の整備計画について、関係機関と検討を進めるものとする。

整備に当たっては、展望地としての機能に加え、地区の自然を活かしつつその特徴を最大限に発揮できるよう、博物展示施設とフィールドを一体にとらえた自然観察、自然学習及び利用情報の提供機能を持った施設を計画するものとする。

また、整備後の管理及び運営体制についても関係機関と検討を進め、活発な活動を展開するとともに、自然とのふれあい、自然に学ぶための活動においても、三重県、志摩市、パークボランティア等関係機関と連携し一層の推進を図る。

イ．公共事業との調整

国立公園内において、県などが計画する公共事業については、事業を円滑に行うため、あらかじめ、その内容について調整を図ることとする。

4) 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成 17 年 10 月 1 日付け環自国発第 051001001 号 自然環境局長通知)によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

事業の種類	事業名	取 扱 方 針
道路(車道)	鵜方神津佐線	基本方針 志摩と南伊勢(神津佐地区)を結ぶ連絡道路として、風致景観の維持を図るものとする。
	鵜倉半島線	基本方針 鵜倉園地への連絡道路及び自然探勝のための道路として、風致景観の維持を図るものとする。
	各路線共通	法面 法面 ア．法面は緑化することとし、緑化植物はノシバ、ススキ、ヨモギ等在来種を混入したものを使用する。 イ．擁壁は必要最小限の規模とし、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、利用地点等から望見されない場合はこの限りでない。 ウ．モルタル吹付けは原則として認めない。ただし、安全確保上やむを得ないと判断されるものについてはこの限りでないが、その場合は、顔料を混入するなどにより周辺の風致景観との調和を図る。 工法等 支障木の伐採や土地の改変などについては必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。 修景緑化 在来の植物を混入し緑化を行うとともに、廃道敷については在来の樹種により修景植栽を行う。 残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。 付帯施設 ア．海岸線の展望確保のため極力ガードケーブル又はガードパイプを用いるよう努める。 イ．色彩 ア) ロックネット、ロックフェンス、橋梁、外灯の付帯施設等は焦げ茶色又は暗灰色とする。 イ) ガードレール、ガードケーブル又はガードパイプ等は亜鉛メッキ仕上げ又は焦げ茶色とする等周辺の風致景観との調和を図る。 ガードレールを使用する場合で、主要公園利用施設から望みされる場合は、外側及び支柱を焦げ茶色とする。
道路(歩道)	相賀浦阿曾浦線	基本方針 リアス式海岸の展望地、塩竈浜の海浜植生群落等自然探勝のための歩道として、必要な箇所に解説施設等の整備を促進する。

	浅間山登山線	基本方針 浅間山山頂からの展望を生かした自然探勝のための歩道として、必要な箇所に解説施設等の整備を促進する。
	近畿自然歩道	基本方針 海岸線沿いに歩く自然探勝路として、必要な箇所に解説施設等の整備を促進する。
	各路線共通	工法等 支障木の伐採や土地の改変などについては必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。 標識類 ア．位置、規模 原則として主たる展望方向は避けるものとする。やむを得ず展望方向に設置する場合は展望に支障のない規模とする。 イ．材料、構造 主要材料は木材、自然石又はこれを模したものとすること。解説板、指導標等についてはデザインの統一を図る。 ウ．色彩 原則として素地色又は焦げ茶色とし、文字等はこれと調和したものとする。ただし、利用上の安全を確保するための標識類についてはこの限りでない。 付帯施設等 ア．規模、構造等 必要最小限の規模とし、屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 材料は木材、自然石等の自然材料を極力使用する。 イ．色彩 屋根の色彩は焦げ茶色とし、壁面は茶系色とする。 防護柵等は焦げ茶色とする。 管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮する。 展望地点周辺については、風致景観の維持に留意しながら伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努める。 また、自然観察の対象となる植物の保全に留意する。
	園地	
	阿曽浦	基本方針 鰐湾の自然探勝のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。
	鵜倉	基本方針 南伊勢地区のリアス式海岸の自然探勝のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。
	龍仙山 鶴路山 相賀浦	基本方針 五ヶ所湾の展望及びピクニックのための園地として、風致景観の維持を図るものとする。
	迫間浦 中津浜浦	基本方針 海水浴等水辺利用のための園地として、風致景観の維持を図るもの

		とする。
	神前浦	基本方針 自然探勝及びピクニックのための園地として、風致景観の維持を図るものとする。
	古和浦 塩竈浜	基本方針 休憩及び自然探勝のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。
	各地区共通	建築物 ア．規模、構造 建築物の新、増築に当たっては、既存の高さを越えないものとする。 屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 イ．色彩 屋根の色彩は暗灰色又は茶系色とし、外壁は茶系色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。 園路 地形改変、支障木の伐採は、最小限とする。 標識類 ア．位置、規模 原則として主たる展望方向は避けるものとする。やむを得ず展望方向に設置する場合は展望に支障のない規模とする。 イ．材料、構造 主要材料は木材、自然石又はこれを模したものとすること。解説板、指導標等についてはデザインの統一を図る。 ウ．色彩 原則として素地色又は焦げ茶色とし、文字等はこれと調和したものとする。ただし、利用上の安全を確保するための標識類についてはこの限りでない。 修景緑化 ア．園地内においては展望の確保に留意しながら在来の樹種による積極的な修景植栽を指導し、植生の回復を図るものとする。 イ．取付道路等の法面については在来種による緑化を行うものとし、やむを得ず擁壁を設ける場合には、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、展望地、園路利用者等から望見されない場合はこの限りでない。 残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。 管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮する。 展望地点周辺については、風致景観の維持に留意しながら伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努める。 また、自然観察の対象となる植物の保全に留意する。
宿舎	田曾浦	基本方針 英虞湾及び五ヶ所湾探勝利用のための宿泊施設として、風致景観の

		維持を図るものとする。 また、宿舎内において自然の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。
	相賀浦	基本方針 五ヶ所湾探勝ための宿泊施設として、風致景観の維持を図るものとする。 また、宿舎内において自然の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。
	鵜倉	基本方針 周辺地区利用のための宿泊施設として、風致景観の維持を図るものとする。 また、宿舎内において自然の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。
	中津浜浦	基本方針 五ヶ所湾における海洋レクリエーションのための宿泊施設として、風致景観の維持を図るものとする。 また、宿舎内において自然の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。
	小田ノ浦 迫間浦	基本方針 自然探勝及び海洋レクリエーションのための宿泊施設として、風致景観の維持を図るものとする。 また、宿舎内において自然の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。
	各地区共通	位置、規模 建築物の新、増築に当たっては、海側の敷地境界からの壁面後退距離を十分確保するとともに、建築物の高さは既存の高さを超えないものとする。 構造、色彩 屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 屋根の色彩は暗緑色、焦げ茶色とし、外壁は茶系色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。 修景緑化 工事に当たっては、既存樹木の保存に留意するものとし、施設周囲には在来の樹種による修景植栽を行う。 残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。 排水処理 浄化施設の設置等により、海域の水質保全について適切な措置を講ずる。
野営場	迫間浦	基本方針 海水浴等海浜レクリエーションのための滞在施設として、風致景観の維持を図るものとする。

鵜倉		基本方針 自然探勝のための滞在施設として、風致景観の維持を図るものとする。
	各地区共通	建築物 高さは極力抑制されたものとする。 屋根は切妻を基本とした勾配屋根（片流れを除く。）とする。 屋根の色彩は、焦げ茶色とし、外壁は茶系色とする。 テントサイト 配置に当たっては、支障木の伐採や土地の改変を必要最小限にとどめる等周辺環境との調和を図る。 修景緑化 既存樹木の保存に留意するものとし、工事に当たっては、在来の樹種による修景植栽を行う。 残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。 排水処理 浄化施設の設置等により、海域の水質保全について適切な措置を講ずる。 管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮するとともに、美化清掃等快適な利用環境の維持に努める。
舟遊場	中津浜浦 小田ノ浦 迫間浦	基本方針 五ヶ所湾、鰐湾等におけるヨット等海洋レクリエーションの基地となるマリーナとして風致景観の維持を図るものとする。 また、五ヶ所湾、鰐湾等の水質保全に十分配慮する。

許可・届出等取扱方針

ア．特別地域内における取扱方針

次によるほか、下表の取扱いによって運用する。

- ・自然公園法施行規則（昭和 32 年 10 月 11 日付け厚生省令第 41 号）第 11 条（特別地域、特別保護地区及び海中公園地区内の行為の許可基準）
- ・自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について（平成 12 年 8 月 7 日付け環自国第 448-3 号自然保護局長通知）
- ・「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成 17 年 10 月 3 日付け環自国発第 051003001 号自然環境局長通知）
- ・自然公園法施行規則第 11 条第 30 項の規定による基準の特例について（平成 12 年 6 月 21 日付け環自国第 361 号自然保護局長通知）

行 為 の 種 類	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	基本方針 建築物が、周辺の風致及び人文景観を損なわないよう留意すること。 また、主要な展望地、道路等からの眺望の対象に著しい支障を与えないよう留意する。 建築物のデザイン 奇抜な形態（円形、球形等）は避け、落ち着いたデザインとする。 建築物の屋根は特殊な用途の建築物を除き切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根をかけることとし、陸屋根、片流れ、半球形、かまぼこ型等は認めない。また、既存施設で陸屋根のものについては、増、改築に際し上記構造に改善することとする。 色彩 ア．屋根 暗灰色、暗緑色、焦げ茶色、黒色とする。 イ．外壁 茶系色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。 修景緑化 工事に当たっては、支障木の伐採は必要最小限とする。また、建物を隠蔽するために、道路及び海側に面した場所については在来の樹種により修景植栽を行うこととする。 残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。
(2) 道路（車道）	基本方針 主要な展望地等からの風致景観の維持に留意する。 法面 ア．法面は緑化することとし、緑化植物はノシバ、ススキ、ヨモギ等在来種を混入したものを使用する。 イ．擁壁は必要最小限の規模とし、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、利用地点等から望見されない場合はこの限りでない。 ウ．モルタル吹付けは原則として認めない。ただし、安全確保上やむを得ないと判断されるものについてはこの限りでないが、その場合は、顔料を混入するなどにより周辺の風致景観との調和を図る。 工法等

	支障木の伐採や土地の改変などについては必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。 修景緑化 在来の植物を混入し緑化を行うとともに、廃道敷については在来の樹種により修景植栽を行う。 残土処理 原則として国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。ただし、公園内において他の行為に流用するなど許可等を得た場合はこの限りでない。 付帯施設 ア．海岸線の展望確保のため極力ガードケーブル又はガードパイプを用いるよう努める。 イ．色彩 ア) ロックネット、ロックフェンス、橋梁、外灯の付帯施設等は焦げ茶色又は暗灰色とする。 イ) ガードレール、ガードケーブル又はガードパイプ等は亜鉛メッキ仕上げ又は焦げ茶色とする等周辺の風致景観との調和を図る。ガードレールを使用する場合で、主要公園利用施設から望見される場合は、外側及び支柱を焦げ茶色とする。
(3) 電柱	基本方針 主要な展望地、道路等からの風致景観の維持に留意する。 位置 ア．主要な展望地からの展望に支障を来す新築は認めないものとする。なお、既設施設は極力地下埋設化又はルート変更するよう努める。 イ．主要道路沿線の主たる展望方向（主に海側）への新築は原則として認めない。ただし、地理的条件等でやむを得ない場合はこの限りでない。 ウ．電力線、電話線等が並行する場合は共架することを基本とする。 規模 高さ及び本数は必要最小限とする。 材料、色彩 主要な展望地、道路沿線又は利用者の集中する場所及び特別保護地区、第1種特別地域にあっては原則として木柱とし、コンクリート柱又は鋼管柱の場合には焦げ茶色とする。
(4) 鉄塔、アンテナ	基本方針 公園利用者から望見されない位置に設置するものとする。また、複数計画がある場合で共架可能なものについては、極力共架を指導する。 位置 主要道路沿線の主たる展望方向（主に海側）及び主たる展望地など利用者の集中する場所からの展望に支障を来す新築は認めないものとする。 規模 高さ及び本数は必要最小限とする。 色彩 地形、植生、利用状況など設置場所に合わせた色彩（焦げ茶色、灰色）とし、局舎等については、1 工作物（1）建築物の取扱いに準ずるものとする。

(5) 風力発電施設	基本方針 小型風力発電施設以外のものについては、認めない。なお、設置に当たっては、風致景観上の支障及び野生生物の保護に配慮するものとする。
(6) 海岸保全施設等(護岸、堤防)	基本方針 自然海岸の保全及び主要展望地、道路からの風致景観の維持に留意する。自然海岸への設置は極力認めない。 工法、材料 ア．工事の施工に当たっては、汚濁防止膜等の措置を講じ周辺水域に土砂及び濁水を流出させない。 イ．主要な展望地から望見される場所及び利用拠点周辺に設置される護岸等の工作物は原則として自然石を用いる。やむを得ずブロック擁壁とする場合は自然石を模した仕上げ、又は顔料を混入する等の風致景観の維持に配慮した工法とする。 ウ．海水浴場等現に利用者が多い場所にあつては、その利用を阻害しないよう配慮する。 エ．自然海岸で新たに大規模な施設を設置する場合は潮流等の変化が周辺海岸に著しい影響を及ぼさないことが明らかにされたものであること。 オ．工事に当たっては、支障木の伐採は必要最小限とする。 工事に伴い生じた裸地については在来種により修景緑化を行う。
2 木竹の伐採	基本方針 主要道路沿線の風致景観の維持を図る。
3 土石の採取 (1) ボーリング	基本方針 ア．地熱開発が目的の調査ボーリングについては認めない。 イ．大規模開発を前提とする調査ボーリングについては、全体計画を含めて審査するものとする。 ウ．温泉ボーリングについては、行為後に設置される予定の施設を含めて審査するものとする。
(2) 露天掘(採石)	基本方針 新規の採石は認めない。 既存の採石については、関係行政機関と連携を図り終掘に向け調整を図るものとする。
4 広告物等	基本方針 主要展望地及び道路周辺の風致景観の維持に留意する。 また、三重県屋外広告物条例との調整を図るため担当主幹課との連携を図る。 位置 誘導標識については主要道路からの分岐等に設置するものを基本とし、設置する場合は極力統合標識とする。 材料、色彩 主要材料は木材、自然石等の自然材料及びこれを模したものを使用する。色彩は、地色は素地色、黒色、焦げ茶色、白色とし、使用色数は最小限とする。 管理方針 営業及び事業敷地以外のものについては、設置者を明記し、老朽化、破損等した場合は撤去及び補修する等適切に管理する。 その他

電柱への掲出は認めない。

イ．普通地域内における取扱方針

普通地域における要届出行為については、次によるほか、下記の取扱方針によって指導を行う。

- ・「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(平成 17 年 10 月 3 日付け環自国発第 051003001 号自然環境局長通知)
- ・「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準について」(平成 13 年 5 月 28 日付け環自国第 212 号自然環境局長通知)
 - ア) 行為の実施に当たっては、周囲の風景並びに自然環境との調和が図られるように留意する。
 - イ) 特に建築物については、地域の伝統的集落風景の保護、育成が図られるよう努める。
 - ウ) 風力発電施設については、「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」によるほか、特にサシバ、ハチクマ等猛禽類の渡りに配慮する。
 - エ) 土石の採取の内、大規模な採石については、風景の保護及び野生生物に十分配慮すること。

地域の開発、整備に関する事項

ア．公共事業との調整

国立公園内において、県などが計画する公共事業については、事業を円滑に行うため、あらかじめ、その内容について調整を図ることとする。

(5) リゾート計画等大規模複合施設の取扱いに関する事項

三重県のリゾート構想における特定施設等の大規模複合施設の取扱いに当たっては、公園の施設計画に基づく公園事業施設として適当なものについては、公園事業として取扱うこととなり、公園事業とならない施設については、従来と同様に「自然公園法施行規則（昭和 32 年 10 月 11 日付け厚生省令第 41 号）第 11 条（特別地域、特別保護地区及び海中公園地区内の行為の許可基準）」、「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について（平成 12 年 8 月 7 日付け環自国第 448-3 号自然保護局長通知）」、「国立公園の許可、届出等の取扱要領（平成 17 年 10 月 3 日付け環自国発第 051003001 号自然環境局長通知）」及び本管理計画の計画区ごとの「許可・届出等取扱方針」により取扱う。

1) 公園事業となる大規模複合施設の取扱い

大規模複合施設のうち、公園事業となるものについては、事業決定に際して「施設地及びその周辺地域の状況資料、施設の整備計画と環境影響予測及びその対策」等に関する資料が必要とされるため、事業執行予定者に対して、環境影響予測調査を行うよう指導する。事業執行認可までの作業手順は第 5、7 のとおりである。

なお、環境影響予測調査が適切に実施されるよう、次の事項について調査を図るものとする。

構想の内容

構想の内容について、環境に重大な影響を及ぼすと予測される要因の把握、公園事業となる施設の特定等の調査を行う。

調査対象事業の把握

公園事業となる施設その他、公園事業となる施設と一体の開発が行われることになる一連の施設を含めて、調査の対象とするよう指導する。

実施主体

調査の実施主体を明確にする。

調査の内容

既存の技術指針、調査事例等を参考に、調査対象地域、調査項目、調査方法、調査期間等について調整を図る。

代案、保全対策

環境影響予測の結果を基に、施設群の配置、規模、敷地の造成等について、代案、保全対策の必要性を検討する。

さらに、施設設計に際しては、各施設の形状、色彩、材質、デザイン及び修景の方法等について、本管理計画の「公園事業取扱方針」に準じて指導するものとする。

また、事業実施後の環境への影響について、適切なモニタリングが行われるよう事業執行者を指導するものとする。

2) 公園事業とならない大規模複合施設の取扱い

公園事業とならない大規模複合施設については、「自然公園法施行規則（昭和 32 年 10 月 11 日付け厚生省令第 41 号）第 11 条（特別地域、特別保護地区及び海中公園地区内の行為の許可基準）」、「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について（平成 12 年 8 月 7 日付け環自国第 448-3 号自然保護局長通知）」、「国立公園の許可、届出等の取扱要領（平成 17 年 10 月 3 日付け環自国発第 051003001 号自然環境局長通知）」及び本管理計画の計画区ごとの「許可・届出等取扱方針」により指導するものとする。

施設群が 1 ha 以上の面的広がりを持つ場合には、自然公園法施行規則第 10 条第 3 項に基づき事前に総合調査を実施し、資料を添付する必要があるため、適切な調査が実施されるよう指導するものとする。

3) 普通地域内における大規模複合施設の取扱い

普通地域内における大規模複合施設については、本管理計画の「許可・届出等取扱方針」に準じて取扱うが、風景の保護のため、適切な保全対策が取られるよう指導するものとする。